

令和元年度第6回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年9月20日（金）午前9時30分～午前10時30分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（農業委員24名中19名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、
神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 良男、吉富 崇子

池田 善治、山崎 英俊、勝本 紘、繁村 勝正、徳田 敦之、
山根 久子
 - (2) 欠席委員（5名）
伊藤 良雄、賀屋 忠之、河村 吉人、山根 伊都子、山見 智盟
 - (3) 事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・瀬未
 - (4) 会議傍聴人
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席19名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

田戸 洋志委員 及び 恒富 竹司委員
をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保上郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ2.1kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は584アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから南東へ2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は38アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

現在耕作している農地に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は125アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼建設業を営む者です。

利用権を設定し、現在も耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は116アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南西へ2.2kmに位置する農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

農地売買等事業を利用し、現在利用権設定し耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は449アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、阿東篠目です。

申請地は、JR篠目駅から西へ1.7kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請地を取得し、水稻の作付け及び野菜の栽培を行い、農業経営に参入するものです。

取得後の経営規模は37アールとなりますが、山口市が定めた別段面積30アールに達しており、また、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、阿東生雲中及び阿東生雲西分です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から東へ500mに位置する農

事務局 用地区域内の農地及び同分館から南へ570mから1.9kmに位置する農用地区域内の農地です。
申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。
農業後継者として申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。
取得後の経営規模は341アールとなり、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。
なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。
御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員 問題ありません。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

阿東地区委員 問題ありません。

議長 事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。
議案第1号から議案第7号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案第1号から議案第7号について、一括で採決を行います。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは8ページを御覧ください。

合わせて、参考位置図14ページを御覧ください。

議案第8号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1kmに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。以下、都市計画法による用途地域につきましても、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住する印刷業兼太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第9号、吉敷赤田四丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ1.3kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

デイサービス車両の進入路、及び方向転換のための回転場を確保するため、既存の進入路の拡幅を行うものです。

議案第10号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北東へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

事務局

申請地周辺が山林化し、農業経営に適さない環境である為、植林をするものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第11号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

既存の農道を拡幅し通行車両の離合を容易にするものです。また、現在、農地法第5条30号議案で自己用住宅の建設が計画されているが、既存道路は交通量が多く、かつ十分な幅員がないため、プライバシーを守れるよう既存道路側に柵等を設置する計画であることから、別途、通路を新設するものです。

以上の農地法第4条に係る全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

川西地区ですけども、議案第11号ですが、当初地区協の時は、転用理由のところ、図面17ページの枝番●、●、●につきまして、将来、今後の土地利用を容易にするために道路を拡幅し、合わせて道路を整備するという転用理由が出ておりました。このことを捕らえて、将来的にだったら今回許可するところじゃないのではないかとということで、一応、地区協では保留と

川西地区委員 いうことにさせていただいています。しかしながらそれ以降、今回の議案にありますように転用理由が若干変更になりまして、ここに書いてあるとおりの転用理由になっております。このことから、不許可とする理由がなくなりまして、許可せざるを得ないものかなという風に今考えていますが、皆さんの御意見をこの場でお聞きしたいと思います。以上です。

議長 只今川西地区委員さんより説明がありましたが、議案第11号ですが、この件に関して、地元の農業委員さんでの補足説明がありましたら、お願いいたします。

A 委員 あの、将来的にということがありましたので、議案第30号で●●●●ー●●を売るということですが、●●●●ー●については必要なかという論点になりましたが、結局、将来的というか、プライバシー柵をすとかその辺があるということで、その道がないと、ということで、ぜひ許可をしてもらいたいということがありましたので、そうすると、後ろ側に残った農地、●、●の後ろに残った農地、全体的にできないのではないかなということで、今、座長さんが言われたような結論に。これについては皆さんの意見も聞きたいのですが、許可せざるを得ないかなというのが、川西地区の意見です。以上です。

議長 川西地区の農業委員さん、座長さんから今説明がありましたが、この件について他の農業委員さんからの御意見、御質問がありましたら、お伺いします。

ありませんか。当初の転用理由と若干異なってきたことと、必要な道路進入路、いろいろな問題がありますけども、必要ではないかという案に達したということですが。

ありませんか。B 委員さん。

B 委員 将来利用するという理由が、例えば、今荒廃農地になりそうなので、大型機械を入れて、農地中間管理機構とかそういった事業が将来発展することを見込んで有効な農地として利用すとか、というようなこともあるのかと思うのですが、将来利用するというのがどういうことに利用するのですか。

川西地区委員 将来の利用というのはまだ決まっておりませんが、17ページの図面を見ていただいて、5条で出てきますが、枝番の●に宅地を予定されておしま

川西地区委員 　　す。将来的にとなれば、この下側も同じ地権者なんです。そこも転用が出るんじゃないかという噂があります。その将来性だというふうに地区協ではなっています。

議長 　　　　　　はい、どうぞ、事務局。

事務局 　　　　　　若干補足ですが、もう一回17ページの図で改めて説明をしたいと思います。後ほど、●●●●－●が自己用住宅でまず出るところがあります。これは実際、ひとつの●●●●が1/4に分割されているイメージです。将来的には恐らく宅地化する算段もあったようですが、事務局の方がいろいろ地区協後に確認をして、そういう理由だとその縦に入ってくる通路、●●●●－●から下に向かって入ってくる●●●●－●については、許可はできないという話をする過程の中で、計画も合わせて確認を取ったところ、●●●●－●というのが左側に道路を拡幅するところがあります。上側に●●●●－●というのが、これも道路を拡幅する部分なのですが、この2つについては問題がないのですが、●●●●－●は問題があるという話だったのですが、結局、事情としては周囲が密集しておりまして、交通量も多いということで、簡単に言えば、通行される方から中が非常に見えやすい。ということで計画図上は●●●●－●の●●●●－●に面した部分と●●●●－●に面した部分に目隠しの壁を付けられるということに、もともと計画がされているようです。そうしますと、その2面から●●●●－●に入れないので、●●●●－●の方を作って、そっちから迂回して入らないといけないという事情を聞きまして、止むを得ないだろうという判断です。以上です。

議長 　　　　　　事務局から今説明がありましたが、B委員さん、いかがですか。

B委員 　　　　　　わかりました。

議長 　　　　　　いいですか。他の委員さんからは何かありますか。
非常に難しいいろんな事情があるだろうと思いますが、事務局の説明によりますと申請人からの理由を聞くとはっきりした点があったということで、受けざるを得なかったのではないかと思います。

それでは今の件につきましては、意見も無いようですので、4条に係る議案審議を終わりたいと思います。

採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採

議長

決を行います。農地法第4条に係る議案第8号から第11号の申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、12ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図18ページを御覧ください。

議案第12号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ2.6から2.7kmに位置する、農用地区域内にある農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地北側の山林に太陽光発電設備を設置するにあたり、既存の道路及び橋では資材の搬入が困難であるため、仮設道路を設置するものです。

なお、この事案につきましては農用地区域内の農地ですが、一時的な転用であって、かつ当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農地法施行令第4条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。

また一時転用ですので、申請人からは令和3年4月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第13号、大内矢田南六丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、下松市内に居住する、会社役員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第14号、桜島一丁目です。

申請地は、J R 宮野駅から西へ 2 0 0 m に位置する、用途地域内にある第 3 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、介護事業を営む法人です。

申請地周辺は高齢化が進行しており、また交通の便がよく、需要が見込めるため有料老人ホームを建設するものです。

議案第 1 5 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1. 8 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 1 6 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1. 8 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

同時に提出した議案第 1 5 号の太陽光発電設備の設置にあたり、工事の施工に必要な進入路として借り受けるものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和元年 1 2 月 3 1 日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第 1 7 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ 1. 6 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第 1 8 号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから南東へ 1. 2 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

隣接する宅地を購入するにあたり、車両での進入が可能な道路幅を確保する

ため、進入路として造成するものです。

議案第19号、元町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、住環境に恵まれており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第20号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北西へ760mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第21号、維新公園一丁目及び維新公園五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南東へ850mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街で、近隣の住宅地も売れ行きが好調で、需要が見込めるため宅地分譲を行い、また事業所用地として整備するものです。

議案第22号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南東へ680mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する医師です。

現在の住家は日当たりも悪く老朽化しており、今後も長年住み慣れた地域に居住するため、自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから西へ290mに位置する、用途地域内

にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境に恵まれており、需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、朝田です。

申請地は、大歳地域交流センターから西へ300mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第25号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北東へ1.7kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

既存の進入路が狭く、緊急車両の進入ができないため、申請地を取得し進入路の拡幅を行うものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第26号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから北西へ670mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在実家に住んでいますが、家族が増え手狭となるため、実家から比較的近く、通勤に便利な申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

なお、この議案につきましては、関連する議案として事業計画変更、議案第40号が同時に提出されておりますので、合わせて説明させていただきます。

議案集30ページを御覧ください。

議案第40号、陶、事業計画変更です。

譲渡人は、平成26年7月18日付けで、建売住宅の建設を目的とした転用許可を受け土地の造成のみ行いましたが、購入者が見つからず事業を断念していたところ、譲受人が申請地周辺において自己用住宅の建設地を探していたため、事業の承継を行うものです。

22ページにお戻りください。

議案第27号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから北東へ1.4kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

申請地の周辺で、工事の受注が増加しているため、交通量が少なく大型車両も容易に進入できる利便性の高い申請地を借り受け、資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

また、申請地は、平成31年4月に農地法の許可を得ることなく、既に資材置場として埋め立てられたものですが、川東地区協議会で追認され、申請人からは、今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

また、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

議案第28号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南東へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第29号、嘉川は、取り下げられました。

議案第30号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいで手狭なため、将来を考え小学校から近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第31号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、福岡県筑紫野市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第32号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ410mに位置する、公共施設から比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、小郡新町二丁目です。

申請地は、JR上郷駅から西へ650mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進んでおり、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、小郡下郷です。

この事案につきましては、開発許可申請の事前協議に時間を要しており、申請に至っておりません。そのため、農地法第5条第2項第3号の一般基準における計画の実現性に問題があり、また、申請者からは、条件が整い次第開発許可申請を行う旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

議案第35号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北東へ350mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地周辺は交通の便も良く、近隣の共同住宅の入居も多く、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第36号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ200mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

近隣のマンションからの要望で、マンション住人用、及び管理会社用に貸駐車場を整備するものです。

議案第37号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から西へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっている第1種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

申請人は現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭となり、実家から近く宅地化が進む申請地に自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内にある土地を当該土地改良事業計画に従って転用するものであり、農地法施行規則第37条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第38号、阿東徳佐中です。

申請地は、JR船平山駅から東へ1.7kmに位置する、農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

経営面積の拡大に伴い、自社の農作業用施設が必要となったため、申請地を取得し、農作業用施設を建設するものです。

以上の農地法第5条に係る議案第12号から議案第25号、及び議案第27号、議案第28号、議案第30号から議案第33号、及び議案第35号から議案第38号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、

事務局 農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長 次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員 問題ありません。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

川西地区委員 第29号は取り下げ。第34号は継続審議。他は問題ありません。

阿東地区委員 問題ありません。

議長 只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

第5条に係る議案第12号から議案第25号、及び議案第27号、議案第28号、議案第30号から議案第33号、及び議案第35号から議案第38号は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長 それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました、農地法第5条に係る審議のうち事業計画変更に係るものを除く議案第12号から議案第25号、及び議案第27号、議案第28号、議案第30号から議案第33号、及び議案第35号から議案第38号について、一括で

議長

採決を行います。農地法第5条に係るこれらの申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、29ページを御覧ください。
合わせて、参考位置図42ページを御覧ください。

議案第39号、元町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北へ1.3kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

平成30年11月27日付で宅地分譲を目的とした農地法第5条の許可を受け、共同住宅の分譲地とする計画でありましたが、購入予定者が融資を受けられず事業を達成することが困難になったため、他に要望のある自己用住宅の分譲地に目的を変更するものです。

議案第40号、陶につきましては農地法第5条申請と合わせて御説明しましたので省略いたします。

以上の事業計画変更の全議案につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。
なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員 問題ありません。

川東地区委員 問題ありません。

議長 只今事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

事業計画変更に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

【意見なし】

議長 それでは、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました事業計画変更に係る審議、及び関連する議案第26号について、一括で採決を行います。事業計画変更等に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しました事業計画変更等に係る申請については、「許可」といたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。
事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは、31ページを御覧ください。
農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第41号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、
合計6筆7,456㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

なお、今回は農用地利用配分計画に対する意見聴取はございません。

次に、現況証明についての審議を行います。

議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、32ページを御覧ください。

合わせて、参考位置図44ページを御覧ください。

議案第42号、上小鯖です。

登記地目が田の土地2筆、合計1,780㎡については、昭和61年6月5日付で、墓地、駐車場、倉庫を目的とした農地法第5条の許可を受けましたが、造成のみを行い、駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第43号、大内千坊四丁目です。

登記地目が田の土地1筆、8,38㎡については、昭和52年頃から水路の一部として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

議案第44号、桜島四丁目です。

事務局

登記地目が畑の土地1筆、76㎡については、平成元年頃から隣接の宅地と一体で利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第45号、宮野下です。

登記地目が田の土地1筆、20㎡については、昭和62年頃から道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第46号、阿知須です。

登記地目が畑の土地1筆、169㎡については、平成10年頃から駐車場として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第42号から議案第46号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。8月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告第3号については、前回第5回総会における審議保留事案です。一体的に利用する農地について農地法の規定による許可申請書が提出されておらず、事業の実現性に問題があるため保留としていましたが、所要の申請が未だ提出されていないため、本日の総会においても審議保留とするものです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年9月20日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 田戸 洋志

署名委員 恒富 竹司

記 録 者 瀬未 正恵